

## 奈良県母子保健運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 奈良県における母子保健対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、奈良県母子保健運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 母子保健事業の総合的かつ効果的な実施に関すること。
- (2) 母子保健対策の今後のあり方に関すること。
- (3) 児童虐待の未然防止等の実施に関すること。
- (4) 関係諸施策との連携及び調和の確保に関すること。
- (5) その他母子保健施策の効果的な推進に関し必要な事項

### (委員)

第3条 協議会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会は、必要があるときは、委員以外の者から意見を聴取することができる。
- 4 協議会は、必要があるときは、ワーキング部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、医療政策部保健予防課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。
- 2 最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、奈良県医療政策部長が招集する。
- 3 最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月末までとする。

